第七十二条の四第一項	
法第百六十二条第三項において準用する法	平成二十五年改正法附則第四十四条第四項若しくは第四十五条第七項において準用する平成二十五年改正法附則第六十一条第四項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十四条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十二条第三項において準用する改正前厚生年金保険法
法第百四十七条第四項	平成二十五年改正法附則第三十四条第四項
法第百六十二条第二項	平成二十五年改正法附則第四十四条第三項若しくは第四十五条第三項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十二条第二項
交付した	移換又は交付した
交付を受けた	移換又は交付を受けた
交付金	移換金又は交付金
連合会遺族給付金（令	連合会遺族給付金等（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年政令第七十四号）第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（以下「廃止前厚生年金基金令」という。）第六十四条第一項に規定する存続連合会遺族給付金及び平成二十五年改正法附則第四十五条第三項に規定する存続連合会遺族給付金をいう
連合会遺族給付金をいう	
連合会障害給付金（同項第二号に規定する連合会障害給付金	連合会障害給付金等（平成二十六年経過措置政令第六十四条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金保険法第百六十二条第四項において準用する改正前厚生年金保険法第百六十四条第五項若しくは第四十五条第七項において準用する平成二十五年改正法附則第四十二条第六項
法第百六十二条第四項において準用する法第百六十条第七項	平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十二条第四項において準用する改正前厚生年金保険法第百六十条第七項
連合会遺族給付金	連合会遺族給付金等
令第五十二条の四第一項第一号	平成二十六年経過措置政令第六十四条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二条の四第一項第一号
令第五十二条の四第二項第二号	平成二十六年経過措置政令第六十四条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二条の四第一項第二号

第七十二条の四の二第三項	
連合会障害給付金	連合会障害給付金等
令第二十六条第二項第三号	平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十六条第二項第三号
第七十二条の四の三第一項	
法第百六十五条第二項	連合会障害給付金等
法第百六十条の二第三項又は	平成二十五年改正法附則第五十三条第二項
中途脱退者等（法第百六十五条第一項に規定する中途脱退者等	平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第三項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
施行前基金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第五十三条第一項に規定する施行前基金中途脱退者等	平成二十五年改正法附則第五十三条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条第五項
第七十二条の四の三第二項	
法第百六十五条第五項	平成二十五年改正法附則第五十三条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条第五項
年金給付等積立金	年金給付等積立金又は平成二十五年改正法附則第五十四条第一項の規定による積立金
法第百六十条の二第二項	平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第二項
交付された	移換された基金脱退一時金相当額並びに交付された
法第百六十一条第一項	平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第一項
第七十二条の四の四第一項	
法第百六十五条の二第一項	平成二十五年改正法附則第五十八条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条の二第一項
第七十二条の四の四第二項	
法	平成二十五年改正法附則第五十九条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第七十二条の四の五第一項	
令第五十二条の五の三第二項	平成二十六年経過措置政令第六十二条第二項又は平成二十六年経過措置政令第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二条の五の三第二項
令第五十二条の五の三第一項	平成二十六年経過措置政令第六十二条第一項又は平成二十六年経過措置政令第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二条の五の三第一項